

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	森林施業計画の変更認定		
根拠法令及び条項	森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 12 条第 3 項		
所 管 部 課 名	経済部 産業観光課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項		
	基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・森林施業に関する長期の方針が計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。 ・水土保持林・森林と人との共生林・資源の循環利用林の森林の区分ごとに計画の内容が森林法施行規則（第 1 2 条、第 1 3 条）で定める認定基準に適合していること。 ・市町村森林整備計画に照らして相当であると認められること。 ・要整備森林が含まれる場合、地域森林計画に定められた実施すべき施業の方法及び時期に従っていること 	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日 平成 23 年 3 月 8 日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 20 日程度（注：休日は含まない。）	
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 20 日	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日 平成 23 年 3 月 8 日
備 考			